平成２１年（フ）第２４８６号
名古屋市港区大手町４丁目９番地
破産者　下郷　　勝
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８４号
愛知県春日井市大手町２丁目８番地１　エルセリート大手601号
破産者　河田　末彦
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９７号
名古屋市天白区島田黒石719番地　佐野マンション303号
破産者　君田　正幸
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１号
兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目12番11号
明石はくほう会病院内、住民票上の住所神戸市中央区南本町通６丁目１番23―704号
破産者　泉谷　　清
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５１号
兵庫県加古川市志方町山中199番地、従前の住所兵庫県加古川市西神吉町大国217番地の10
破産者　高橋　敏彦
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２７号
広島市南区丹那町３番33―202号
破産者　井林　静枝（旧姓高先）
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
北海道旭川市神居町富沢441番地の11
破産者　羽田　孝也
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
北海道旭川市５条通20丁目1717番地の91　５条通郵政社宅
破産者　門脇　秀敏
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４号
青森市大字安田字近野343番地１
破産者　佐藤建材こと　佐藤　進一
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間木沼字新高妻124番地
破産者　伏見ゆきえ（旧姓中村）
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５８号
宮城県角田市佐倉字佐倉町29番地４
破産者　佐久間とよ子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４９４号
群馬県渋川市金井969番地７、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市貝沢町471番地１サンハイツ高崎712号
破産者　石坂　恵一
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２４８１号
神奈川県鎌倉市寺分448番地　市営深沢第１住宅１号
破産者　関口　義兼
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１１号
神奈川県平塚市上吉沢1715番地の７
破産者　渡邊ミツエ
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４０号
静岡県浜松市中区領家１丁目13番３号、前住所静岡県浜松市中区向宿１丁目６番18号
破産者　鈴木　進也
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
静岡県浜松市中区和合町207番地の81　グリーンバレー和合406号
破産者　師岡　　光
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
愛知県豊川市豊川西町76番地　ソシエール西町101号
破産者　松永　泰久
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１５３号
京都市伏見区深草西浦町２丁目94番地　上繁マンション１Ｆ102号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区深草下横縄町23番地
破産者　岡田　良一
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係